

(別紙)

「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく酪農事業施設の新増設等の承認等に係る事務取扱いについて

平成 9 年 4 月 18 日付け酪畜第 177 号農政部長通知  
平成 26 年 12 月 22 日付け畜産第 1937 号農政部長通知  
令和 2 年 3 月 30 日付け畜産第 2506 号農政部長通知  
改正 令和 3 年 6 月 15 日付け畜産第 640 号農政部長通知

1 「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく酪農事業施設の新増設の承認

(法第 10 条、第 12 条関係)

酪農事業施設を新増設する乳業者は、新設又は変更をしようとする 1 か月前までに法に基づく承認の申請書を、当該施設の設置場所を管轄する総合振興局若しくは振興局を経由し知事に提出する。

申請が必要な施設及び設備は、法施行令第 5 条の第 2 項及び法施行規則第 9 条の規定による施設等とする。(別添施設及び設備区分 参照)

(別記第 1 号及び 2 号様式)

2 補助事業又は制度資金による飲用牛乳処理施設の新増設に係る承認の要件について

補助事業又は制度資金により飲用牛乳処理施設の新増設を行う場合については、法第 10 条の第 2 項の規定による要件のほか、「補助事業又は制度資金による飲用牛乳処理施設の整備について」(平成 9 年 4 月 1 日付け 9 畜 A 第 577 号農林水産省経済局長、構造改善局長及び畜産局長連名通達)に基づく次の要件を満たすものとする。

[承認要件]

補助事業又は制度資金の利用を予定した飲用牛乳処理施設の整備計画については、各々の補助事業又は制度資金に係る交付要件又は採択要件に該当する場合であって、その整備が道内における飲用牛乳処理施設の再編合理化に資すると認められる場合に限り、適当と認めるものとする。ただし、飲用牛乳処理施設の更新(従前の生乳の処理能力を超えない飲用牛乳処理施設の整備をいう。)を行う場合又は整備後の生乳の処理能力が 1 日 2 トンに満たない飲用牛乳処理施設の整備を行う場合にあっては、この限りではない。

3 「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく酪農事業施設の事業の開始等の届出

(法第 14 条関係)

酪農事業施設の事業を開始し、又は廃止し、若しくは休止する乳業者は、その 1 か月前までに法に基づく届出書を、当該施設の設置場所を管轄する総合振

興局若しくは振興局を経由し知事に提出する。

(別記第3号様式の1及び2)

4 「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令」第5条の第2項の規定によるもの以外の乳業施設の事業の開始等の報告

法施行令第5条の第2項の規定によるもの以外の乳業施設（アイスクリーム、はっ酵乳、乳飲料等の製造施設又は農林水産大臣の指定する者の設置する乳業施設）の新設、又は廃止、若しくは休止については、施設の現況や生乳の流通を的確に把握する観点から、法第25条の規定に基づき、その1か月前までに当該施設の設置場所を管轄する総合振興局若しくは振興局を経由し知事に報告するものとする。

(別記4号様式の1及び2)

5 指定生乳生産者団体等との事前協議及び指定生乳生産者団体等への意見聴取

酪農事業施設を新增設する乳業者及び乳業施設を新設する乳業者は、事前に生乳の取引について指定生乳生産者団体等と十分に協議し、その経過を申請書に添付する。

また、知事は、当該承認の申請を受理後、必要と認める場合は、指定生乳生産者団体等の意見を聴取するものとする。

6 設備一覧表及び設備配置図の提出

乳業者は、当該年度内に酪農事業施設等（法施行令第5条の第2項の規定によるもの以外の設備を含む）の変更があった場合には、翌年度の4月末日までに当該年度末の設備一覧表及び設備配置図を、当該施設の設置場所を管轄する総合振興局若しくは振興局を経由し知事に提出する。